

令和8年度「ふくしまシャベル」ファンづくり推進事業 業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

東日本大震災・原子力災害以降、本県では復興に向けて、食・観光・文化をはじめ福島ならではの魅力や、復興へと歩む人たちの思い等を発信してきたが、震災から15年が経過した現在においても、依然として風評・風化の問題が残っている。

一方で、震災以降、全国各地で福島県のために消費等の行動を起こすファンや関係人口の存在も認知できるようになった。ALPS 処理水海洋放出の際も同様であったが、ファンという存在は、ネガティブな側面があっても、行動を継続し、応援の動きを支えることから、風評・風化対策として重要なものであると考えられる。

このため、国内最大の都市圏である東京において、ふくしまファン等にあらためて福島県のコンテンツに触れてもらい、さらなるコミットメントを促すとともに、新規のふくしまファンの獲得を目指していく。

2 業務委託の内容

ファンづくり及び関係人口創出のため、福島県の魅力（食、日本酒、観光、工芸品等）をテーマに、首都圏在住者等を対象としたファンミーティングを開催する。

【喋る】（魅力を語り合う）×【シャベル】（魅力を掘り下げる）をコンセプトとし、福島県に対する共感や愛着を醸成するとともに、県産品の購入や本県への訪問、情報発信、コミュニティへの参加等の行動変容を促す。

また、イベントを通じて参加者同士及び地域との交流を生み出し、継続的に本県と関わるコミュニティ形成を促進する。

(1) 首都圏ファンミーティングの開催（3回想定）

首都圏においてファンミーティングを開催し、福島県の魅力を体験・共有する機会を創出することで、参加者の関心を高めるとともに、県産品の購入や本県への訪問等の行動変容を促す。

<業務内容>

- ・首都圏ファンミーティングの企画、運営
- ・テーマ設定、ゲスト選定、会場の提案及び手配
- ・イベント実施に係る進行管理、当日運営
- ・参加者募集及び広報
- ・イベント終了後の効果検証

<実施のポイント>

- ・福島県の魅力（食、日本酒、観光、工芸品、地域の暮らし等）をテーマに設定すること。
- ・テーマに沿った市町村との連携があること。
- ・参加者同士及びゲストとの交流を促進するなど、参加者の主体的な関与を促す内容とすること。

- ・参加者が魅力を語り合い、掘り下げることができる双方向型の企画とすること。
- ・参加者規模は1回あたり数十名程度とし、参加者同士の顔が見える距離感で実施すること。
- ・参加者の行動変容（県産品の購入、観光訪問、情報発信等）を促す仕掛けを設けること。
- ・ターゲットを設定した上で、効果的な募集・広報を行うこと。
- ・参加料を設定することも可能とする。
- ・イベント終了後、アンケート等により参加者の満足度や行動変容の状況を把握すること。

(2) 現地ファンミーティングの開催（1回想定）

福島県内においてファンミーティングを開催し、現地ならではの体験を通じて福島県の魅力をより深く体感できる機会を創出する。また、首都圏ファンミーティングとの連動性を持たせることで、参加者の関心を継続させ、本県との関係性をより深める。

<業務内容>

- ・現地ファンミーティングの企画、運営
- ・行程、体験内容、訪問先等の提案及び調整
- ・市町村、地域事業者等との連携調整
- ・参加者募集及び運営
- ・イベント終了後の効果検証

<実施のポイント>

- ・首都圏では体験できない現地ならではの「モノ・コト」を取り入れること。
- ・地域事業者、生産者、住民等との交流機会を設けること。
- ・首都圏ファンミーティングのテーマや参加者との連動性を持たせること。
- ・参加者の行動変容を促す仕掛けを設けること。
- ・参加料を設定することも可能とする。
- ・イベント終了後、アンケート等により参加者の満足度や行動変容の状況を把握すること。

(3) ファンによる情報発信の促進

イベント参加者に対するフォローアップを行い、福島県の魅力に関する情報発信を促進する。

- ・イベント参加者による情報発信（SNS、口コミ等）を促す仕組みの構築。
- ・イベント終了後も福島県に関する情報を共有する仕組みの提案。

(4) その他

上記の他、目的達成に効果的な取組を独自に提案して実施すること。

3 提出書類

乙は、業務委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。なお、(1)及び(2)は甲の指定する様式によるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 総括責任者通知書
- (3) 再委託に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

4 成果品

業務委託契約書第11条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（実施状況写真含む）
- (2) その他、甲が必要と判断したもの。

5 統括責任者

乙は、本業務に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 事業実施に当たる打合せ

本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は打合せごと議事録を作成する。なお、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。